

地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針

昭和62年3月

自治省

地方公共団体においては、近年、姉妹都市提携その他の方策によって国際交流が活発化し、施策も多様化してきている。

しかしながら、この分野における地方公共団体の経験は、他の施策領域に比べて概して浅く、多くの地方公共団体においては、施策を重ねている段階にあるといえる。一方で、国際社会における我が国の役割は増大し、我が国の社会・経済全般にわたって国際化が進展したことに伴い、地方公共団体による国際交流を、質・量ともに向上することが求められている。

このような認識の下に、当面地方公共団体が、国際交流施策を策定し、展開することに資するため、本指針を提示するものである。

1 地方公共団体による国際交流の意義

1 国際化の進展と地方公共団体

現在、国際交流は転機を迎えており、従来の経済・政治的側面を中心とした国際交流から視野の広い、多様な交流が求められるに至っている。地域住民、民間団体、学術研究機関、企業そして地方公共団体を担い手とする地域レベルの国際交流は、新しい手法と発想の下に独自の分野を開くものであり、特に人的交流、文化交流、地域経済交流の面で、地域のニーズと創意に基づき、新しい展開をもたらすことが期待されている。

この地域レベルの国際交流の本来望まれる担い手は、民間部門である。しかし、この地域レベルの国際交流が急務とされ、その活発な展開が求められている現在、地域における総合経営主体である地方公共団体が当面先導的役割を果たしていく必要がある。

2 地方公共団体が行う国際交流事業の意義

地方公共団体が、地域レベルの国際交流を推進していく基本的な意義は、それによって世界に開かれた地域社会づくりを推進し、地域の活性化を図っていくことに位置づけられるべきである。このため、地域の特性を生かしながら、国際交流事業を推進して、住民の国際認識と国際理解を喚起し、国際社会における地域アイデンティティを確立して地域産業・経済を振興することを主眼とするべきである。

3 地方公共団体が行う国際交流事業の視点と目標

地方公共団体が行う国際交流事業の視点としては、①住民の国際認識・理解を養成すること、②地域イメージを国際レベルで高揚させること、③国際社会における地域アイデンティティを確立すること、④これらを踏まえ、地域産業・経済の振興を図ること、⑤地域にとって必要な情報を収集・提供すること、⑥地域における行政主体として国際協力を行うこと等が挙げられる。これらを主たる目標として国際交流事業を進める必要

がある。

また、事業の実施に当たっては、地方行財政の現状にもかんがみ、効果的・効率的実施に努める必要がある。

II 国際交流推進のための基盤づくり

地方公共団体が国際交流事業を推進していくためには基盤づくりが必須であり、財政状況を勘案しつつ、以下の側面について整備を進めていく必要がある。

1 地方公共団体における推進体制の整備

(1) 庁内推進体制の整備

ア. 近年、都道府県・指定都市で国際交流を専門的に所管する部課が設置されている例が少なくないが、このような体制整備を行い、国際交流推進のための施策を策定し、展開する機能を強化する必要がある。このため、的確な国際認識、語学力、プロトコールの知識等を備えた、適切な人材を養成して配置するとともに、国際感覚を持った職員を幅広く育成していくことが望まれる。

イ. また、国際交流は総合的な施策領域であり、教育委員会をも含め多くの部局の施策分野に関連する場合が多く、総合調整を行う必要がある。国際交流に関する諸課題を協議する場として、国際交流担当組織が中心となる庁内連絡協議会等を設置する等により、連絡調整体制を整えることも必要である。

(2) 公・民協力体制の整備

地域レベルの国際交流の本来望まれる主体は、民間部門である。従って、地方公共団体が国際交流施策を展開し、事業を推進していく場合には、民間部門の各主体の幅広い参加と協力を得て、公・民協働協力体制を確立することが、地域レベルの国際交流を成功に導く鍵となる。このため、地方公共団体としては、国際交流事業の計画・方針の策定及び実施に際し、民間部門の意見を十分に取り入れ、また、第3セクターや基金を有効に活用して公・民協力体制を整備していく必要がある。

2 人材の育成確保

(1) 国際交流担当職員の養成

国際交流担当職員の養成に当たっては、各団体において、語学や国際理解のための研修を行うとともに、自治大学校等中央における研修を活用することが望まれる。また、留学、長期にわたるものを含む海外研修、海外派遣等の活用も検討すべきである。

(2) 民間の人材の育成及び住民の啓発

地域ぐるみの国際交流を推進していくうえで、民間部門の各担い手の幅広い参加と協力を得るためには、民間の人材の育成及び住民の啓発が必須である。国際感覚を備えた人材を育成するため、昭和62年度から実施される語学指導等を行う外国青年招致事業の活用等により、現在の外国語教育及び国際理解のための教育を充実させる必要がある。

また、住民啓発の場を確保するため、住民に対して十分な情報を提供するとともに、国際理解のための講座の開設、外国人滞在者、研修生、留学生との交流等の機会を設けることが有効である。

さらに、民間における国際交流事業の中核となる青少年・婦人リーダー、青年会議所、ロータリークラブ等との連携・協力を行いながら事業を展開することにより、住民リーダー層を育む必要がある。

3 国際交流のための施設基盤づくり

国際交流活動を円滑に進めていくため、既存施設の有効利用を図るとともに、ハード面の整備が必要な場合は、国際交流センター、コンベンション施設、国際見本市会場等国際交流活動の中心となる基幹的施設の整備につき、まちづくり特別対策事業や本年度より実施されているリーディング・プロジェクト（国際都市整備）の活用を検討するのが適当である。

4 民間の推進体制の整備

地域レベルの国際交流の推進については、当面は、情報、組織、人材、資金等の面から、地方公共団体が先導的機能を果たしていくことが期待されているが、地域住民、民間団体、学術研究機関、企業を主たる担い手とする民間部門主導型に将来像を求めるべきである。地方公共団体が国際交流事業を推進していく上で、民間の担い手を支援・助成し、国際交流活動を行う各種団体を組織化して、選択、ホーム・ステイ等のボランティアを育成することが肝要である。

III 国際交流施策の展開

地方公共団体は、国際交流推進のための基盤づくりに努めながら、地域特性を生かして国際交流施策を展開していくことが必要となる。その具体的な展開方策としては、当面以下のものが考えられるが、財政状況を勘案しつつ、地域の実情に照らして、適切なものを実施していく必要がある。

1 地方公共団体が主体となる国際交流施策の推進と民間における国際交流活動への支援・助成

(1) 姉妹・友好団体等との交流

姉妹友好提携は、地域レベルの国際交流の典型的な手法の一つであり、これを有効に活用するため、職員の交換派遣、派遣職員の受入れ、留学、学生・生徒・教員の交流、文化交流展の開催、フェアの開催等実体的な交流活動を行うことにより、その活性化を図る。

また、国際交流の相手方の選定に当たっては、互いの地域特性に十分留意する必要がある。この場合において、近隣諸地域との交流も有効な方法である。

(2) 住民の国際感覚、国際認識の醸成

住民の国際感覚、国際認識の醸成を図るため、国際理解のための住民講座の開催、国際理解のための広報紙の発行等を検討する。また、国際関係資料、図書の整備等を行う。

(3) 国際教育の推進

国際化時代に対応できる人材を育成するため、学校教育、社会教育の両面において外国語教育及び国際理解のための教育の充実を図る。昭和62年度から実施される語学指導等を行う外国青年招致事業の積極的な活用を図るべきである。

(4) 教育交流の推進

日本語教師の派遣、開発途上国からの教員の招致や研修生・留学生の受入れにより教育面での交流を推進する。

(5) 文化・学術交流の推進

文化交流の推進を図るため、美術展、コンサート、演劇等の開催を促進する。また、学術交流の推進を図るため、国際学術会議等の誘致を行うとともに、これを支援し、さらに、学術交流団体に対し支援等を行う。

(6) 青少年交流の推進

国際交流の推進により、国際感覚を持ち、郷土愛に優れた青少年を育成する見地から青少年の海外への派遣と外国青少年の受入れを推進する。

(7) スポーツ交流の推進

国際大会、国際スポーツ親善行事への住民の派遣等によりスポーツ交流を推進する。

(8) 国際交流行事の開催、誘致等

地域の活性化に資するため、国際シンポジウム、セミナー等を開催するとともに、国際的な交流行事の誘致・開催を図る。

(9) 国際機関を通じた地方公共団体間交流の推進

I U L A (国際地方自治体連合)、E R O P A (行政に関するアジア・太平洋地域機関)等国際地域機関への協力を通じ、地方公共団体間の交流の拡大を図る。

(10) 国際協力の推進

国レベルの国際協力では十分に対応できない分野、また、きめの細かい対応が必要とされている分野において国際協力を推進するため、海外技術研修員等の受入れ、技術専門家の派遣等による開発途上国に対する技術協力、海外からの研修員・留学生対策に対する協力、国際消防救助隊への参加等については適切な対応措置を講じていく。

(11) 住民ボランティアの育成

国際交流を円滑に進めるため、外国の青少年、研修員、留学生等のためのホーム・ステイ制度、ホーム・ビジット制度の充実を図るとともに、通訳ボランティア・システムを整備する。

(12) 民間国際交流団体・企業への支援・協力

民間の国際交流機関である国際交流協会等を中心とした円滑な交流活動の推進を図るとともに、同協会等の活動に協力する。また、民間からの資金助成を受け入れ、地域の国際交流活動の共通の財源を確保するため、基金の活用を検討する。

企業の国際交流活動を円滑に進めるため、外国人研修員受入れに対する協力措置を講じる。

2 地域産業・地域経済の国際化に対する対応

地域産業・地域経済の活性化のためには、国際化が重要な要素となるに至っており、国際化に対応しうよう、ハード面、ソフト面双方の整備を図る必要がある。

(1) 地域産業基盤の整備

地域産業の国際化を図るため、既存施設の有効利用を図るとともに、ハード面の整備が必要な場合は、国際交流センター、コンベンション施設、国際見本市会場等国際交流活動の中心となる基幹的施設の整備につき、まちづくり特別対策事業や本年度より実施されているリーディング・プロジェクト（国際都市整備）の活用を検討するのが適当である。

(2) 国際地域経済交流、地域産業の国際化の推進

経済交流使節団等の派遣・受入れ等による人的交流及び経済情報の交換、さらには外資系企業の誘致等により、地域産業・地域経済の活性化を図るとともに、都市のイメージ・アップを図る。

(3) 国際観光の振興

国際的に通用する観光資源を開発するとともに、外国人向けの観光ルートづくり、外国人を受け入れることができる宿泊施設の誘致整備を行う。

インフォメーション・センターの充実、外国語による観光情報、資料の整備により、外国人が親しみやすい観光地づくりを推進する。

3 国際化に対応した地域づくり

(1) 外国人にとって暮らしやすい地域づくり

外国人滞在者・訪問者の増加に伴い、外国人にとって暮らしやすい地域づくりの必要性が増しているため、地域によっては、主要公共施設、交通機関、道路等については外国語による案内板等を設置するとともに、地域計画策定の際にも外国人に対する配慮を行い、国際的に開かれた地域づくりを推進する。

(2) 国際化に対応したサービス・システムの整備

外国語の堪能な職員の配慮等窓口サービスの充実、住宅・教育・医療等の生活相談サービスの実施、外国人向け広報資料の作成等行政情報提供体制の整備など必要な措置を講じる。

外国人滞在者がかなりの人数に達している地域においては、外国人滞在者の組織に対し、情報誌作成に対する援助等必要な支援を行う。

また、住民と外国人滞在者との交流を深めるため、懇談会等を開催する。
さらに、外国人滞在者を支援するため、ボランティア活用の体制づくりを進める。

(3) 帰国子女教育体制の整備

海外経験を蓄積した帰国子女が、その経験を地域社会の中で生かせるよう、教育体制生活相談体制等の整備を進める。